

# 中小企業の皆様へ

中小企業新事業活動促進法、地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法が改正されました。

## ①概要

新連携事業、地域産業資源活用事業、農商工等連携事業の認定および経営革新計画の承認の対象に**新たに外国関係法人等※<sup>1</sup>と共同して行う事業計画が追加**されました。

それに伴い、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫等による**中小企業の海外子会社等への資金調達を円滑化するための支援等を追加**しました。

※1 外国関係法人等とは

(1) 中小企業者等と以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当する関係を持つ外国の法人または団体(以下、「外国関係法人等」という。)のことをいう。

	株式等の総数又は総額の一定水準	役員数の一定比率
イ	50%以上	(条件なし)
ロ	40%以上50%未満	役員50%以上
ハ	20%以上40%未満かつ筆頭株主	役員50%以上

(2) 上記(1)を満たす者(いわゆる子会社)が単独又はその親会社である中小企業や他の子会社と共同で、上記イ、ロ又はハのいずれかの要件を満たす外国関係法人等を設立した場合、当該外国関係法人等も含む。

## ②支援内容※<sup>2</sup>

### (1) 現地子会社の資金調達支援

**日本政策金融公庫の債務保証業務(長期融資)、日本貿易保険の保険業務(短期融資)**を通じ、現地通貨建ての資金調達の円滑化を図ります。

### (2) 海外展開のための国内における資金調達支援

**中小企業信用保険の限度額を増額**し、中小企業における海外直接投資事業に要する資金の調達を支援します。

※2 3法の認定・経営革新計画の承認を受けた事業計画に係るものに限る。

○ 事業の詳細についてのお問い合わせは  
各経済産業局の担当課 (裏面参照)  
都道府県の担当課(経営革新計画のみ)  
中小企業庁新事業促進課  
URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/>



## 各経済産業局の担当課室

北海道経済産業局	新事業促進室	011-756-6718
東北経済産業局	中小企業課(経営革新) 新事業促進室(3法)	022-221-4922 022-221-4923
関東経済産業局	中小企業課(経営革新) 新規事業課(新連携) 経営支援課(地域資源・農商工)	048-600-0322 048-600-0394 048-600-0332
中部経済産業局	経営支援課	052-951-0521
近畿経済産業局	創業・経営支援課	06-6966-6014
中国経済産業局	中小企業課(経営革新) 中小企業新事業担当(3法)	082-224-5661 082-224-5658
四国経済産業局	中小企業課(経営革新) 新事業促進室(3法)	087-811-8529 087-811-8562
九州経済産業局	中小企業経営支援室	092-482-5491
沖縄経済産業部	地域経済課(経営革新) 中小企業課(3法)	098-866-1730 098-866-1755

## 本省

中小企業庁	新事業促進課	03-3501-1767
-------	--------	--------------